

改正案	現行
<p>（資産の評価）</p> <p>第百六条 資産については、この命令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>2 } 5 （略）</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（資産の評価）</p> <p>第百六条 資産については、この命令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>2 } 5 （略）</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）を除く。）</p> <p>三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第2号（第25条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）貸借対照表</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)～(24) （略）</p> <p>2～9 （略）</p>	<p>別紙様式第2号（第25条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">年度（ 年 月 日現在）貸借対照表</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(7)～(24) （略）</p> <p>2～9 （略）</p>

